**一般社法人環境ソリューション技術推進機構 会員規約**

一般社団法人環境ソリューション技術推進機構

**会員規約を第1章から第5章により規定する**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年月日 | 改定履歴 | 事務局確認 | 備考 |
| H25.6.10 | 新規制定 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**一般社法人環境ソリューション技術推進機構 会員規約**

平成25年6月10日　制定

第１章　総則

（目的）
第１条 本規約は、一般社団法人環境ソリューション技術推進機構（以下、「当法人」とする。）の会員について定めたものである。

（本規約の範囲）
第２条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用される。

第２章 会員資格

（会員）
第３条 当法人の会員は次の４種とし、当法人の定款第３条の目的に賛同し、本規約を承諾したものを条件とする。
（１）正会員 　当法人の運営及び個別事業（以下、「プロジェクト」とする。）へ参加するために入会した法人及び個人。当法人の定款上の社員となる。
（２）賛助会員 法人の運営を賛助するために入会した法人及び個人。
（３）協賛会員　当法人のプロジェクトを協賛するために入会した法人及び個人。
（４）学術会員 大学及び公的研究機関の個人。
２ 法人ではない団体のうち、当法人の代表理事の承認を得たものは第１項の法人と看做す。

（入会申込）
第４条 当法人に入会しようとする法人及び個人（以下申込者という）は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、当法人の代表理事に提出するものとする。

（入会審査）
第５条 入会申込書に基づき、申込者が当団体を真に支援するものであるか否かを当法人全理事から構成される事務局において審査する。

（会費と会費の支払い）
第６条 会費は、年会費及び入会金とする。なお、金額については、本規約末尾の付表に示すものとする。
２ 年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の４月１日から翌年３月３１日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認した日から当法人の事業年度末日までとする。
３ 年会費の支払いは、当法人が会員宛てに発行する請求書に基づき、当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。
４ 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないものとする。

（会員資格有効期間）
第７条 会員資格の有効期間は、前第６条により支払った年会費の対象期間とする。
２ 会員が、会員資格有効期間を１ヶ年間延長する場合は、当法人が会員宛てに発行する年会費の請求書に基づき、５月末日までに年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

（変更の届出）
第８条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。
２ 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

第３章 会員の特典と義務

（会員の特典）
第９条 第３条に定める正会員、賛助会員、協賛会員、学術会員は、次にあげる事項について、特典を得ることができる。
２　正会員が得る特典は次のとおり。
（１） 当法人の社員総会における議決権。
（２） 当法人のプロジェクトの企画と提案、及び実施をする権利。
（３） 当法人主催の事業報告会への参加。
２　賛助会員が得る特典は次のとおり。
（１） 当法人主催の事業報告会への参加。
３　協賛会員が得る特典は次のとおり。
（１）　協賛するプロジェクト報告会への参加
（２）　当法人のウェブサイトでの協賛企業としての告知
（３） 当法人主催の事業報告会への参加。
４　学術会員が得る特典は次のとおり。
（１） 当法人のプロジェクトの企画と提案、及び実施をする権利。
（２） 当法人主催の事業報告会への参加。

（会員の義務）
第10条　会員は次の義務を負う。
（１）本法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。
（２）本法人の会費等を納入する。
（３）会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を代表理事に提出すること。

（会員情報の取り扱い）
第11条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。
（１）第５条に定める入会審査
（２）当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
（３）当法人が会員サ－ビスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
（４）会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合
２ 会員は、当法人の事業活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
（２）会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
（３）個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

第４章 禁止事項および損害賠償と免責

（禁止事項）
第12条 会員は、次に定める行為をしてはならない。
（１）会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
（２）当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報を言う。
（３）当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること
（４）会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
（５）その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為
２ 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有すものとする。

（損害賠償）
第13条 会員は、前第１２条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

（免責）
第14条 当法人は、次に揚げる事項に関しては一切の責任を負えない。
（１）会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
（２）当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウエア等に関する適合性その他、内容に関する事項
（３）当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第５章 本規約の追加・変更

（本規約の追加・変更）
第15条 当法人は、社員総会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

附 則
この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

【付表】
入会金及び年会費一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **会費****種別** | **参加資格** | **入会金** | **年会費** |
| 正会員 | 当法人の運営及び事業へ参加する個人と法人 | 0円 | 個人：　8,000円法人：50,000円 |
| 賛助会員 | 当法人の運営を賛助（サポート）する個人と法人 | 0円 | 個人：　8,000円法人：50,000円 |
| 協賛会員 | 当法人の個別事業（プロジェクト）を協賛（スポンサー）する個人と法人 | 0円 | 個人・法人：一口　50,000円 |
| 学術会員 | 大学及び公的研究機関の個人 | 0円 | 0円 |